

会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和3年第3回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主事補 小原 陽子		
日 時	令和3年1月15日（金） 午後1時30分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、岩田典之委員、石井恵子委員、植村 博委員、中川勝敏委員、田中和八委員、長谷川議長、伊藤副議長		
欠席者	欠席者 秋谷公臣委員 議会事務局 石井局長、萩原主査、小原		
【会議の概要】			
議題			
(1) 感染症対策にかかる12月議会対応の検証について			
(2) 議会運営委員会で検討する事項について			
(3) その他			
《決定事項等》			
(1) 感染症対策にかかる12月議会対応の検証について			
○議場スクリーンの執行部使用を可とする。ただし、3月議会での使用は保留し、詳細について6月議会に向け協議する。			
○議席のローテーションを行う。方法については正副議長、事務局で協議、決定する。			
○委員会での陳情者不在審議は今後も継続して行い、検証する。			
(2) 議会運営委員会で検討する事項について			
○正副議長選挙は前回の運用を継続する。			
(3) その他			
○災害等対応検討会からの報告を受理したので、次回検討する。			

午後 1時30分 開 会

○石井事務局長 それでは、引き続きまして、会議を開催させていただきます。

会議に先立ちまして、血協委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○血協委員長 皆様、改めましてお疲れ様です。

午前中、議運、それから全協と、また午後から議会運営委員会ということで、お忙しい中大変でございますが、これから色々ご協議をいただきたいことがありますので、よろしくをお願いいたします。

○石井事務局長 それでは、委員会会議につき、進行につきましては血協委員長をお願いいたします。

○血協委員長 ただいまの出席は8名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより令和3年第3回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議はお手元に配付の議題のとおりでございます。

それでは、議題1、感染症対策に関わる12月議会対応の検証についてを議題といたします。

一昨日の議運での検討に引き続き、議会のコロナ対策について、本日は資料にあります②議場スクリーンの使用開始時期、これは執行部側のことについてです。⑪市内陳情の委員会陳情者不在審議について、⑫議席のローテーションについてをご協議いただきたいと思っております。

それでは、先般お願いしたとおり、委員の皆様において各会派等の意見等をお聞きいただいていると思っておりますので、まず、②の議場のスクリーンの使用開始時期についての中の、執行部側のスクリーンのプロジェクターの使用という部分でございます。

〔「使用開始じゃない」と言う者あり〕

○血協委員長 マルで読み上げているところは、項目のところを読み上げてございますので、ご理解いただければと思います。

それでは、議場スクリーンの使用開始時期について、執行部側の部分についてを協議をお願いしたいと思います。

まず、こちらから指名させていただいてしまいますが、共産党の中川委員から、同会派の徳本議員の意見もお聞きになっているかと思っておりますので、その辺も含めて、ご意見を頂戴できればと思います。

○中川委員 私どもの会派では、執行部側の議場スクリーン、これを使っての使用ということについてですが、これは必要ないというのが、基本的な結論です。やはり一般質問等のことに対する対応でいちいち当人が言うわけですから、画面を見て話をするというふうな関係にはないだろうということで、やはり執行部がスクリーンを使って説明をするというのは違うんじゃないか。議員の一般質問については、事前に文書を出されてやっているのですけれども、執行部がスクリーンで答えるというのではなくて、それはやはり、せつ

かく議場に集まっているんですから、これは使用はそういう意味で、不可。以上でございます。

○血協委員長 使用は必要ないだろうということ。

それでは続きまして、植村委員から、植村委員個人の意見、それから、斉藤議員が同じ会派ですので、斉藤議員については、植村委員か石井委員のほうから、意見を述べていただきたいと思います。それでは、植村委員お願いします。

○植村委員 先ほど、3人で協議しまして、石井さん中心に取りまとめましたので、石井委員のほうからでよろしいでしょうか。個人の意見というのであれば言います。

○血協委員長 これ議会運営委員会で、会派のあれではないので、個人の意見ということでお願いしたいと思います。

○植村委員 そうですか。

やはり自分たちだけ使って、執行部は使ってはいけないというのは、なかなか言いづらいところであります。ですから、使ってはいけないということは言えないんですけど、必要に応じて使っていくということであれば、いいのかな。

何が何でも権利だから使うということではなくて、必要に応じてということであれば、構わないのかなと思っております。

○血協委員長 ありがとうございます。

続きまして、石井委員、お願いいたします。

○石井委員 今、植村委員からもございましたけれども、我々もずいぶん時間をかけてこの点については話し合いました。

最初は、一般質問については、議員のほうでスクリーンを使うことについて、よくよく協議をして、ちゃんと決まりを作りましたので。議員が作った資料に基づいて、そこに執行部が、今議員さんが使われたこの資料の中のここはどうのこうのというのだったらいいよねというのは、想定していました。だから、そんな感覚でしか自分たち捉えていなかったのですが、前回、執行部のほうから違った資料の提示がありました。それについては、どうなんだろうねという意見も出ました。だれど、最終的には、どうしても執行部が説明するにあたって、この資料を使った方が理解が得られる、皆さんに納得してもらえる、あるいは皆さんにわかりやすく理解してもらえると必要な資料であれば、使ってはいけないとは言えないね。議員だけ使ってよくて、執行部が使ってはいけないとは言えないねという話にもなりました。

結論から言うと、どちらにまとまったということではなくて、今日の議運で、皆さんの意見を聞いて決めればいかなんかというところになるわけです。

○血協委員長 斉藤委員の意見も含めてということよろしいですか。

○石井委員 そうです。

○血協委員長 岩田委員からお願いいたします。

○岩田委員 個人的な意見が大きいかわかりませんが、将来的には執行部にも認めていいと思うのです。

ただ、これは説明ではなく答弁なので、現状で、執行部はスクリーンを使えるわけです。それは、議員が作ったパワーポイントを使って、執行部も使えるわけですから、全く認めていないということではないわけです。ただ、議員の質問に対して、答弁をあらかじめ執行部側がパワーポイントで、事前に作って説明をするというのはどうかなと思うことが一点と、そもそも、議員のスクリーンを使用した検証が済んでいないのに、執行部の使用についてどうするかということではなくて、まずは、これまでまだ2回しか使われておりませんが、議員のスクリーン使用、その検証をしてから執行部をどうするかということ考えたほうが良いのではないかと思います。

○血脇委員長 ありがとうございます。

岩田委員の会派には、議運でない議員の方が、小田川議員、影山議員がおられますけれども、それは、柴田委員から後ほど。

それでは古澤委員お願いいたします。

○古澤委員 12月議会で、執行部のスクリーンの禁止ですか、あれはまだここでは話し合っていないということで、ああそうなのかと思って、多少の納得はしました。

ただし、今後執行部がプロジェクターを使うですとか、資料を提出するということに関しては、うちの会派は可です。否ではなく、可です。

なぜならば、一般質問は議員の権利であります。しかし、議会と執行部は、対等であると思っています。そこで、細かい問題は、時間の問題ですとか、交換するときどうするかとか、色々出てくるかもしれませんが、質問した議員との間で了解があれば、何ら問題はないであろうというのがうちの会派の大まかな意見です。

従って、執行部のプロジェクターだけではなくて、資料の提出も質問した議員の了解があればそれは可能だと思います。資料を出すことによって、画面を見ている市民の方がより分かりやすいとか、色々な利点を執行部と議員が認めあえば、それはそれで全く問題なかろうと考えています。

○血脇委員長 今のご説明は、会派の中での皆さんの意見というようなことでよろしいですね。わかりました。

それでは、柴田副委員長。

○柴田副委員長 私及び他の人たちの意見としては、必要ないだろうという。

というのは、一般質問というのは、そもそも議員が執行部に対して説明を求める場ではなくて、質疑をして、その考え方なりの答弁をもらう場であって、この間見ていたら、それは本当に、こういうふうに市は考えていますという説明だったと思うのです。

説明であれば、全協で執行部がパワポ使ったりするのは全然問題ないわけですから、ちゃんと皆さんに説明をしたいのであれば、そういう時間を全協でとって、概要説明なりなんなりをする時間を取るというのはありであって、あのように長い時間を、40分という限られた時間の中で、執行部にそれだけ時間をあげて、説明の場を作ってあげて、自分の質疑をどうやったのか、ただして何か出てきたのかというところがやはり問われるところだと思うので、ただ説明を聞く場ではないと思うのです、一般質問の場というのは。

さらに、その説明が前提で発展させた質疑がされなくてはいけない場だと思うので、説明は別の場でやってもらった方がいいのかな。

であれば、今まで決めたように、一般質問するほうの議員がスクリーンを使って、質問の意図をより正確に把握してもらい、わかってもらうためにスクリーンを使って質問するわけであって、執行部はそれに対して答弁をする、場合によっては一般質問をした議員が用意した資料のあそこの部分でこうです、ということで答弁していくという形は今までも想定されてきたし、それが望ましい形ではないのかなと思うので、一般質問を説明の場にするのではなく、ちゃんと質疑と答弁の場にすべきではないかと思ひまして、いらぬのではないだろうかということになりました。

○血脇委員長 影山議員、小田川議員もそれと同じような考えということによろしいですか。承知いたしました。

それでは、皆様から…。失礼しました。田中委員、お願いいたします。

○田中委員 忘れられたかなとひがんだりしています。

会派3人の意見として、ご報告させていただきます。

執行部側の使用について、不可とする理由が見つかりませんでした。よって、例えば質問に対する答弁のときに、よりわかりやすい答弁が期待できるのであれば、執行部側にお使いになっていただいても結構だと思っております。

前回もお話しましたがけれども、その時点で質問者に対して、スクリーンを使う時間等が例えば5分くらいかかりますね、とかというようなお話しさえしていただければ結構だと思っております。

○血脇委員長 ありがとうございます。

今、委員の皆様から意見をお聞きしたところですが、この委員構成の中に加わられていない竹内議員、平田議員については、本日、私のほうから意見をお聞きしております。この件に関しては、竹内議員は必要はないだろう。平田議員も一般質問に関しては必要はないだろうというようなことで確認をさせていただいているところです。それから、会派政和の岡田議員は、使っても良いのではないのかなというような、必要に応じてという言い方があれなんですけれども、使用しても良いのではないかなというようなことを確認させていただいているところです。

今、皆様から色々と意見をお聞きした中では、必要ないだろうというようなものと、必要に応じてというものと、可とするという部分と、概ねこの3つ、4つなのかなと思うのですが、各議員の方々の意見を踏まえた上で、これから議会運営委員の皆様でご協議いただきたいと思ひます。

何かご意見があれば、お願いしたいと思ひます。

○古澤委員 先ほど柴田委員の発言の中に、これは一般の質問であるから、説明に対する答弁である。従って必要ないというご意見があったのですがけれども、たしかに一般質問の答弁ですがけれども、これから新しく政策を披露するときに、はっきりしない部分をよりはっきりさせたいとか、答弁の中にも説明にあたる部分は入ってくる可能性はあると思うの

です。

ですから、私は一概に質問に対する答弁だと区切ることなく、その度合いは各議員に任されて良いものだと思います。したがって私も、従来から出してあります一般質問の当事者である議員が良しとすれば、その答弁の中に執行部のプロジェクター使用があっても良いとなおかつ思いました。

○血脇委員長 先ほど岩田委員が言われた、議員の検証をしてからというようなことが1つあったということを通し添えさせていただきます。

○岩田委員 今の古澤委員の発言に対してなんですけれども、議場は言論の場なのです。

ですから、一般質問というのは議員の質問に対して、執行部側が答える。白井市議会の場合は、一問一答方式になっているわけです。

ですから、もし必要な説明があるのであれば、質問者が作ったパワーポイントを使って、ここの部分はこうですよと、言葉で説明すればいいだけでありまして、答弁ですから、そういう資料を使って説明する場ではないわけです。一般質問の答弁というのは。

ですから、そういう意味では、将来的にはそういうものがありうるかなと思いますけれども、現段階では、執行部側から正式な申し入れがあったわけでもないですし、まだ議論するにはちょっと早いかかなと思っております。

○古澤委員 資料を使って答弁する場ではないというのは、何に基づいておっしゃっているのですか。

○岩田委員 先ほど言いましたけれども、議場は言葉で質問をするし、言葉で返すのが基本なのです。それを、パネルとか、資料とかというのは、補完するものです。ましてスクリーンというのは、パネルとか、そういうものをより分かりやすく映し出す場なので、あくまでも補完的なものなので、まだまだ早いのかかなと思います。

○古澤委員 ただいま、議場は言論で質問するし、言論で答える場と言いました。言論で質問する人がパワポ使えるわけですから、答えるほうも何ら使って問題ないと思いませんか。

○岩田委員 使っているのです。補完的に。

それは、質問者が作った資料に基づいて説明すればいいわけであって、あらかじめ、執行部側が用意する必要はない。現段階では。

○古澤委員 質問者が作った資料よりも、自分が持っている資料のほうがより詳しく説明できると思えば、自分の手持ちの資料を使っても良いのではないのでしょうか。

それがより議場で他の議員にもわかりやすく説明できるし、見ている市民の方にも理解が深まりやすいのではないのですか。

○伊藤副議長 執行部が使うのを可とした場合も、質問者個人がそれを認めなければ使えないわけですから、そんなに制限をどうのこうのという議論は必要ないのではないかと私は思うのですけれども。

○岩田委員 質問者がいらぬと言えれば使えないということはまだ決まっていないうえ。

○古澤委員 今、伊藤副議長がおっしゃったのは、私が先ほど、執行部と質問者との間で

了解が取れば、その中の形はある程度自由が担保できるというような内容のことを、言葉は違いましたけれども、申し上げたので、ああいう発言になったと思います。

○血脇委員長 一般質問のスクリーンの使用については、この議会運営委員会で、議員の一般質問に対して、スクリーンの使用をどうするかというようなことで、まず協議されてきていたところです。議員が一般質問でスクリーンを使用するのを可とすると。デモンストレーションもやったのですけれども、ただ、スクリーンを使用するには、画面の切替えですとか、そういうものがあるので、この辺には注意を払って、スクリーンを使用してくださいというような経過で、今日まで来ている。

前回12月議会で、執行部から一般質問に対するスクリーンの使用について求めがあったのですが、議員の一般質問ということで、執行部側はまだ議運で協議されていないからということで見合せていただいたという経緯がございます。前回12月は、一般質問のスクリーン使用を見合せていただいたのですが、それについても、今後検討しなくてはならないということで、今日に至っているところなのですが、議員の一般質問のスクリーンの使用は過去2回。先ほど岩田委員が言われたように、議員の一般質問に対して、まだしっかりした検証が済んでいないところがあるので、その辺も踏まえながらということで、協議を進めていただければなと考えるところでございます。

執行部に対して、議案に対してのスクリーンの使用はしていただいても結構ですというような書面が、議長から執行部のほうに流れていると記憶しているのですが、事務局長、そのあたりちょっとすみません。

○石井事務局長 今皆さんにお配りしましたのが、プロジェクターの使用を開始する際に、執行部にお知らせした文書になっております。

この中で、一般質問に関する部分についての、中段辺りでございますけれども、基本的には一般質問で使い始めますということ、その中で、今後という部分では、執行部からの議案説明においても、プロジェクターを活用するようなことも考えていきたいというようなことで、議長のほうから文書でお出ししたものです。

これに端を発しますのは、プロジェクターを使っている議場そのものが非常に少ないという中で、柏市が先行してやっておりましたので、柏市さんの事例をもとにご議論をいただいたところでございます。

その柏市の事例の中で、提示する事項という中に施政方針ですとか、施政報告の補完資料として、市長が使うこともできる。また、議案名を投射することもできるというというように検討も入っておりましたので、このような表現で、将来的に、執行部の使用についても検討していきますという表現にさせていただいたものでございます。

○血脇委員長 ありがとうございます。

すみません、突然振りまして。

○石井委員 今の局長の説明で、もう1つ伺いたいののですが、柏市が先行しているということで、柏市は一般質問について、執行部プロジェクターの使用はどうなっていますか。

○石井事務局長 私の手元にありますが、プロジェクタースクリーンの使用方法という

ところで、掲示する事項といたしまして、まず、柏市では、議事日程。

2点目として、施政方針、施政報告の補完資料等、市長の発言のときに使うことができる。

3点目として、副市長さんが議案の提案説明の時、議案の名称等を投射することができる。

それから、質問並びに一般質問時の質問、答弁の補完資料、これがおそらく一般質問に関する部分、また、押しボタン投票による投票の結果、その他議長が必要と認める事項という形で、ある程度スクリーンに投射できるものを柏市では定めている状況でございます。○石井委員 今の局長のお話ですと、柏市議会においては、一般質問においても、執行部が補完的な資料として、プロジェクターを使うということをお認めているということでしょうか。

○石井事務局長 執行部が使うものに関しては、おそらく施政方針の補完資料、市長が発言時。また、議案名ということで、副市長が議案提案説明時という形で、特に執行部の使用する部分について明記している部分はその2点だけになっていますので、一般質問の際に、執行部が資料を使っているかということはお確認はとっておりません。

○血脇委員長 当市の場合は、とりあえずという言い方はあれですが、議員の一般質問にはまずプロジェクターの投影を始めましょう。それ以外のところは…。

○石井事務局長 私の読み方が誤っておりました。もう一度読ませていただきます。質問並びに一般質問時の質問・答弁の補完資料ということですので、執行部も使えるというふうに読むことができると思います。

○血脇委員長 当市議会については、議員の一般質問のプロジェクターの使用を開始しようということで決定いたしました。ただ、その時は、議員のプロジェクター使用ということで、執行部側については全く、細かなところも含めて協議検討されていないような状況で、今日まで来ている。

議長から市長への通知文の中段の部分で、一般質問ではとあって、今後は執行部からの議案説明においてもプロジェクターを用いた説明ができることとする予定であり、ということで、このあたりも今後議運で協議していきますよというように捉えられるのかなと思うところですが、柏市の場合は非常に細かなところを明記しているのですが、当市の場合は、当議員が一般質問で使用する以外には、まだ協議されていないような状況ですので、今後、柏市さんを参考にするだけではなくて、他の市議会も参考にしながら、プロジェクターをどのように使っていくかということをお検討しなくてはならないのかなと思うところがございます。

そこで、この後どうするんだというようなお話になるのかなと思うのですが、ここで皆様からのご意見を頂戴したいと思います。

○古澤委員 スクリーンを執行部が使う必要はないというご意見の方も、何人かいらっしゃるようです。使ってはいけないということをお論理づけるような根拠というのは語られていないと思います。

実際に使うにあたっては、私なんか全然使わないですから心配ないのですけれども、使われる議員の方と執行部の方の画面の交換とか、細かな問題が出てくると思うのですけれども、それはそれこそ試行としてやってみて、こんなに時間を取られたら困るとか、色々出てくると思うのです。それは一応、全体としては執行部も議員もスクリーンを使ってもよろしい。しかし、どの程度使うとか、そういうものはちゃんと言論で説明してほしいとか、一切言論で説明してほしいとか、その辺のところを質問者と執行部が了解を得た形にするのであれば、何ら問題はないと私は考えています。

使いたい人、それから使っても良いと思っている議員との一般質問の応答でしたら、それは執行部側も当然使えるということになるのではないかと、私の考えではそこに到達します。

○柴田副委員長 議長から、もう1年前に出された文章を読むと、一般質問は議員が使います。今後は、執行部からの議案説明においてもプロジェクターを用いた説明ができることとする予定であり、と。

これから協議していきますよという予告をしていて、結局それきり。さらに何についてどうするかというのが協議がされていない状況であるというのが今現状だと思うので、一般質問でどうするかというのを特出ししてやるのではなく、執行部からどういうふうにしたらいいのかというようなところも含めて、検討したらどうですか。

議員がスクリーンを使うことについての検証というの、岩田議員が今言ったとおりで、そこはまだ手付かずのままですし、そこを検討していったらどうかなと私は思いました。この説明を読んで。だから、今の状況では、執行部さんにどう使ってくださいことは全然言っていない状況であるということも明らかですから、今後どういうふうにしますかというのは、予定として検討していきますよというので、そのとおりにしたほうがいいと思いました。

○血協委員長 一般質問で議員が使うことは、もうOKとなっているところですが、今後予定であるということで、要するに協議をしていきますよということをして市長に言っているわけなので、これ、議会としては一般質問で、議員のスクリーンを使ったらどうだというような最初の意見が出てきて、今日に至って使えるようになっていくということなのだと思いますけれども、どういうところで、本会議場で、スクリーンを使用することが執行部として求めるものがあるのか、そういうものを執行部から確認するというのも、一つの方法ではないかなとは思っているのですが。

皆さん、ご意見いかがでしょうか、執行部のほうに確認してみて、議場のスクリーンの使用、執行部側としてこういう時に使うと効率よく説明ができて、わかりやすい、理解しやすい説明になるとか、あると思うので、そういうものを執行部側に確認してみて、これから検討をさらに深めていくということも一つの方法かなと思うのですが。

○石井委員 委員長がおっしゃっているのがよくわからなかったのですが、すでに執行部は、全協や何かで説明していますよね、議案説明を。プロジェクター使って。

○血協委員長 全協の話ではなく、本会議において、スクリーンを使用することを、執行

部側がどういうところで求めがあるのかというところを確認してみるというのも、ということですが。

○石井委員 今日議運は一般質問についてやっているのだから、話広げないほうが良いと思います。今やっているのは、一般質問において、執行部がプロジェクターを使うことについてどうなんだ、という話し合いをしているので、その焦点を絞っていきたく思います。

今、委員長がおっしゃったのは、全く別問題だと思います。

○血脇委員長 わかりました。それはまた、皆さんと検討したいと思いますが、一般質問の部分に限定したところで、協議をしていただきたいと思います。

○古澤委員 12月議会で、ある議員の一般質問に対してスクリーンの利用をしようとしたことが、すでに執行部側であるわけです。

執行部側は、当然議員たちがやっているのだから、自分たちも同等に説明してもいいのかなと思っていて、きらいが無きにしても非ずだと思っております。私もそう思っていました。

何であそこで否定されるのかなと、ちょっと疑問がわきましたけれども、説明書を見たら、まだ協議していないので、ということだったので、ああそうか、協議していなかったか、それならそれは協議すればいいなと思いました。執行部のほうは、議会の協議が済めば出していいということになれば、当然出されると思います。

どんなものがスクリーン利用可能かなんて、執行部だってプロですしね。時間が40分と限られているわけですから、当然考えてやってくれると思うのです。

そんなこと、どうして議会のほうで縛らなければならないのか、ということが私は疑問に感じますけれども。

○岩田委員 まず、議案説明から、スクリーン使用を認めるところから始めたらどうなんですか。

○石井委員 だから、今の話は一般質問をどうするかという話だから、そこからではないのですか。

○岩田委員 ②は議場スクリーンの使用開始時期についてで、執行部側の使用については保留とするということでしょう。ですから、一般質問に特化していません。議場スクリーンについての使用開始時期だから、まずは議案説明について認めるところから始めればいいのではないですか。

○血脇委員長 ここに活字で書いてあるのが、確かに一般質問に限定されたような書き方はしていないのですが、このスクリーンの開始時期について、実は一般質問という言葉が、ここには載っていないのですが、入る。

ですから、議会運営委員会で議場のスクリーンは、一般質問に限定した部分で、議場スクリーンの使用開始時期についてということで、話し合われておりますので、岩田委員、そのあたりご理解いただきたいと思います。ここには一般質問とは書いていないのですが、議運で検討されてきたのは一般質問に限りということで、限定された部分で検討されてきたということで、ご理解いただきたいと思います。

○古澤委員 今、委員長がおっしゃったことを言いたかったのです。

先ほども委員長がわざわざ、今、項目について言っているけれども、一般質問についてですと、きちっと最初にお断りしていましたよ。だからそれを思い出していただければはっきりするのではないかと思います。

○石井委員　それで、一般質問の執行部のプロジェクターや資料の使用についての議論を今している中で、すでに前回、この話は上がって、各会派で持ち帰って他の議員さんたちの意見を聞いてきましょうということで、先ほど全議員の意見を出してもらったわけです。

それで、私と植村議員が、ちょっとどっちでもいいような発言をいたしました。

この議運の中で皆さんの意見を聞いてというふうに言いましたけれども、田中委員がおっしゃったように、議員はスクリーンや資料を提示することを可としていて、執行部を可としない理由がない、というふうにおっしゃっていました。確かにそうだと思います。

最初はどちらでもいいようなお話をしましたが、やはり、議員も使うのであれば、執行部にも使っていただくことを拒絶するものではないなというふうに思います。

ただ、何事も試行なのです。議員もプロジェクターを使うごとに一回一回試行、検証していると思います。

その中であって、執行部にもこれを可としたときに、これが永久に可であるわけではなくて、何回かやってみて、問題点はどうだろうか、ということをもた検証していくという形で、まずやってみたらどうでしょうかというふうに思いました。

○古澤委員　今の意見に賛成です。もともと試行の部分がありますので。ただ、岩田委員がさっきおっしゃったように、しばらく議員のほうだけやってみて、その結果を見て、執行部のほうも考えるというのではなく、一緒にやってしまったらいいのではないかと思います。

○柴田副委員長　議員がどういうスクリーンを使うか、どういう内容で作るかは、相当議論をして、アニメーションをやめようとか、個人が特定されるものはやめようとか、いくつかそういうものを、何枚も資料を繰るのに時間がかかるようなものはやめようとか、最初決めたことが結構あったので、そのまま執行部のほうにも当てはまると思うのです。

この間のようなのは、本当はちょっと、私は説明だなと思ってしまったので、ああいう使い方ではなく、立ち返って、去年私たちが決めたときのような制限を示したうえで、お互いに良識を持ってやっていくということであれば。

それで、議員のほうは本当に検証が必要だと思うので、検証していくということで。

何もこれで決めたから絶対こうでなくてはいけないということはないと思うので、それでいいと思います。

○田中委員　今、柴田委員がおっしゃったように、12月のあれはやはりちょっとどうなのかなというのには確かにあります。

その中で、やはり答弁のほうも、あくまでも今おっしゃられたように、補完的に使うことによって、よりわかりやすい答弁になるのであれば、ぜひ早めに使っても良いのではないかと考えております。

○古澤委員　柴田委員がおっしゃったように、議会の一般質問で、一般的にスクリーンを

使う場合、色々制約を決めまして、あれを持ってそのまま、執行部従ってくださいというのではなくて、議会がこれだけの検討をしましたので、執行部も検討して、スクリーンの使用をしてくださいという形であるならば、私はそれでいいのではないかと思います。

事後の検討も必要であろうと思います。

○石井委員 あらかたそれでいいと思います。

やはり、執行部が使う場合には、説明ではなく、質問に対する答えの補完的な意味がある場合に使って下さい、ということは、きちんとおいた方がいいと思います。説明ではないということ。答弁の補完的な意味合いのあるものだったらということですよ。

○血脇委員長 皆様から意見をお聞きしていると、今は議員があれなんですけれども、執行部側にも使っていただくのも良いのではないかと。もちろんお互いの部分を含めて検証していく。ただし、スクリーンに映し出すものについては、議会の中でも、アニメはだめですとか、写真なんかもこういうものは、とか色々制限を加えたりしてありますので、その辺も執行部に注意をしていただきながら、説明ではなく答えの補完になるものを、スクリーン上に映していただくことを告げれば、執行部側の一般質問に対する答弁も可としても良いのではないかとのご意見が多いのではないかとおもうのですが、皆さんいかがでしょうか。

○中川委員 なぜそんなに急ぐのですか。私の結論から言えば。

議員の一般質問での使い方というのも、まだ始まったばかりで、色々相当な時間をかけて論議してきた。それ、まだ途上の段階である中で、執行部も考えて、やってみましょうというのは、これはあまりに新しいシステムに乗る上で、検証が不十分なままで、やってみてから考えましょう、これは暴論だと思います。

○田中委員 コロナの中で、6、9、12月の検証をしながら、3月議会に向けてどうするかということで、前回もお話している中で、いや、時期が早いよというのであれば、これはこの3月議会の議題から外してくださいというのが筋ではないですか。普通に考えれば。

もし先送りするのであれば、先送りという方法があるので、この3月議会に対する使用等に関しては、後日でお願いしたいというようなご意見を出すべきだと思います。

あくまで、3月議会にどうするかということで、私たちは会派で相談しているし、たぶん、この議運でも、そう考えているのだと思いますので、その辺のところ、あまり戻らぬようなご発言は控えていただきたいと思います。

○血脇委員長 今回の検証を含めて、協議していただいているのは、第1回定例会をどのようにするかという部分で、今ご協議をいただいているところです。

○岩田委員 私も中川委員と同じ意見で、急ぐことはないもので、まず議員のスクリーンを検証してから執行部側と思っていますので、3月議会においてはまだ執行部に認めるべきではないと思います。

○石井委員 すでに前回の議会の中で、執行部からもうペーパーで資料が出されて、それで一般質問が進められたという現実があるわけです。だから、急いでいるわけではないの

ですけれども、すでにそういう現実があるということ踏まえた上、次はどうかということを考えていかなければいけないのは、この議運のテーマになると思います。

だから、やはりそれを踏まえた上で、我々は、議運のメンバーではない議員さんの意見も聞いてきたわけですから、今日参加していない議員さんだって、自分の意見を言ったのは3月議会についてどうするかという意味で言っているわけですから、ここで3月議会にどうするかは決めておかななくてはいけないと思います。

○血脇委員長 時間も50分経過しました。ここで休憩を取りたいと思います。

再開は14時30分とさせていただきます。

午後 2時21分 休 憩

午後 2時30分 再 開

○血脇委員長 それでは、会議を再開いたします。

委員の皆様から、今まで色々のご意見が出ていますが、ご意見はございますか。

○田中委員 議運のメンバー以外の方のご意見等も伺っていきまして、ざっと計算すると、可という方のほうが少しは多いのかなというような感じはとっています。ただし、先ほど3月議会に向けてということで、色々お話をさせていただいたのですけれども、今回文言には入っていませんけれども、自粛という言葉が前回会議で出ておりますので、今回は、一般質問が多いかどうか、今のところはわかりませんが、さほど多くないのかなと思っております。

その中で、今までも執行部のほうから資料を出していただいたこととかはあまり記憶にないですね、というようなお話も聞いていますので、3月は、中川委員のご意見もありましたが、とりあえず様子見をして、ただし、今回皆さんのご意見を聞いていますので、それを参考の上に、また改めてご検討いただければよろしいのかなと思っています。

○古澤委員 田中委員にお聞きします。その場合、執行部側の自粛だけではなくて、議員も自粛になるわけですか

○田中委員 今回一般質問をおやりになって、スクリーンをお使いになる方は、それはそれで構わないと思いますけれども。別に、今までどおりお使いになられて結構だと思います。使う方がいらっしゃればですけれども。それを止めることは考えていません。

○古澤委員 執行部だけ自粛ということですか。まだ決まっていない。でも意見は出尽くしたのではないですか。

○柴田副委員長 例えば、議員の場合は一般質問の席にパソコンがあって、自分で操作しながらやるけれども、執行部側は具体的に誰が操作するの、このときどうするのかというのを全く決められていない状況なのです。だから、そういう具体的な方法とか、先ほど申し上げたとおりに、枚数とか、そういうような話、去年自分たちのほうでやっているの、そういう話とかももし出して検討するとすると、そんなにここ何回かで突貫で決められる

かという、それが疑問なので、方向は出したとしても、実際に使えるようになるのはまた検討ということなのではないかなと、私は田中委員の意見を聞いて思ったのですけれども。

○田中委員 ルールも含めて、やはり決めておいた方がよりいいのかなと思っております。ただし、最初に申し上げたように、会派としては不可にする考え方はありませんというのが前提でございます。

○古澤委員 ここではっきり決めないと、また何か月か経つと、あの時はどうだったこうだった、曖昧になるのがこの議運の常ですので、ここで方向性だけでもきちんと決めておいた方がいいと思います。曖昧なまま終わらないほうが良いと思います。

○伊藤副議長 この議論を聞いていて、可とした場合に、一般質問している議員がだめだよと言えば、執行部は使わないでしょう。ということが補完されていれば、例えば一般質問する人が、そういうものを使ってほしいということがあった場合に、それを議運で制限してしまうというのは、また1つ違うのではないかというふうに私は思うのですけれども。

○中川委員 今の副議長の意見は違うと思います。議会の意思としてどうするかということ論議しているので、やってみる議員がいて、やってみない議員がいるというような検証の仕方というのは違うと思います。やるのならいつまでにやる、そこで結論を出すということここで決めればいいわけでしょう。

先ほどの、皆さんの会派や個人の議員の意見を聞いたけれども、賛否は拮抗しています。それを、やりたい人がやってみるといふ、それは違うのではないですか。いつまでに結論を出すということを決めればいいのではないですか。

○石井委員 いつまでに決めるというのは、議会運営委員会のここなのです。今日の議会運営委員会はこのことを決めましょうということで、前回持ち帰っているのです。そして、議運ではないメンバーの意見を聞いてきているのです。だから、ここで決めなくてはいけません。伊藤副議長がおっしゃったのは、一般質問というのは、40分なり60分なり、一人ひとり議員に与えられた時間です。その時間の中で、もしも執行部がスクリーンを使うとか、資料を使うとかというのであれば、議員が質問したことに対する答弁として使うのであって、その議員の時間を奪われてしまうことになるのです。だから、議員が執行部にスクリーンは使わないでください、時間がないから、資料は使わないでください、口頭をお願いします、時間は私のものですから、ということではできるのですよ、という意味なのです。そこら辺は勘違いじゃないかなと今思いました。

それで、先ほどからずっと話し合ってきてここまで来たのですから、やはりある一定の方向づけは今日したほうが良いと思います。先ほどから聞いていると、やはり私どもも、議員が使えて執行部が使えないというふうにするのがどうかなという思いがありますから、一般質問する議員さんと執行部の間で了解が取れば、使っても良いのではないかなというふうに思います。

また、柴田委員がおっしゃったように、細かいことは色々ありますので、そういう細

かいことについては、大まかに一般質問の答弁で、説明ではありませんよ、あくまでも答弁で有効だと思われるような、補完的なことであれば使ってくださいということ、そして、委員とちゃんと調整ができているというのが大前提です。その他の細々としたことについては、これからまた議運で検討しなくてはならないと思いますが、もう前回ペーパーを使ってしまったという現実がありますので、次の3月議会までにはどうするかというのは、今日ここで決めておいた方がいいと思います。

○古澤委員 私も石井さんの考え方に賛成です。非常に意見が拮抗しているから、とおっしゃいましたけれども、委員長にお聞きします。議運というのは決議機関でしょうか。決議できないでしょうか。

○血脇委員長 はい、決議できます。

○古澤委員 ではどういう方向でしますか。

○血脇委員長 まだ皆様からの色々な意見を聞いて、それから判断します。

○古澤委員 では、決議機関であって、今日の議題にきちんと出ているので、意見がまだ出尽くしていなければ延ばすこともやぶさかではありませんけれども、きちんと他の方の意見も代表の人が話してくださっているわけですから、決議できると思います。細かなところはこれからしていけばいいと思いますので、今日決議すべきものはきちんと今日決議していただきたいと思います。

○血脇委員長 協議が平行線をたどるようであれば、決議をさせていただくつもりではおります。

今、色々なご意見が出ているのですが、この3月議会について、執行部のスクリーンの使用を認める、ただし、議会の中で色々と細かな制限が加えてあるので、それに則ったらいいだろう。プラス、説明ではない。答弁の補完だ。ここをきちんと守っていただけなのであれば、執行部のスクリーンの使用を認めて良いのではないのかという意見が結構あったのかなと感じるところです。

皆さん、この辺りを踏まえて、ただ何でもかんでもやみくもに執行部に使っていただくのではなくて、制限があるのだよ、制限の中でしっかりやるのだったら、スクリーンを使っていたとしても結構ではないかという意見が多いのではないかと思います。皆さんいかがでしょうか。

○古澤委員 大まかなところでは、今委員長がおっしゃったことでいいと思いますけれども、先程から、説明ではない、答弁の補完だという文言が出てきています。一般質問聞いていまして、もちろん質問の部分もありますけれども、説明を求めていることも多々あるように、私は記憶しています。答弁の補完として、説明をしなければいけない部分は、それは可能ではないかと思います。あまり、説明ではない、答弁の補完だということがここで印象に残りますと、非常に厳しい線引きになると思うので、その辺はきちんとおいたほうが良いと思って申し上げました。

○血脇委員長 説明という言葉、捉え方が非常に難しいと思うのですが、議員が質問をするときに、ここについて答弁を求めます、という言い方をすると、ここについて説明

をお願いします、というような言い方をすることがあります。説明がすべてだめというような意味で私は言ったのではないということで、ご理解をいただきたいなと思っているところです。

ただ、やはり執行部にスクリーンを使っていただくにあたっては、延々とした説明をするのではなく、そういうところをしっかりと注意していただいた上でのという意味でございますので、誤解なきようお願いしたいと思います。

それでは皆さん、多くの方が執行部に使用を認めてもいいだろう、ただし、泣きがあるよというような部分で、皆さんいかがでしょうか。そういうふうな方法で。

○古澤委員 それは、先ほど田中委員がおっしゃったように、3月に関しては一時保留にしておくという意味ですか。いつからこれは効力が出てくるのですか。

○血脇委員長 これは、第1回定例会に向けての話を今していますので、3月議会は保留というようなことは、私は申ししておりませんので、第1回定例会の話をしていますので。

それでは、繰り返しになりますけれども、この一般質問の執行部のスクリーンの使用については、もちろん細かな制限はしっかりと執行部に伝えながら…。

○柴田副委員長 さっき、田中委員と私が言ったのは、詳細について決まっていなから、議員だって検討が終わっていない、検証が終わっていない中で、3月に方向は出せるけれども、じゃあどうするのというのは、3月までには決められないのではないのか、それはちゃんと決めていきましようよという話だったと思うので、3月からいきなり両手を広げてどうぞという状況にはなれないのではないかということを使ったのですけれども。結論はそれでいいと思いますけれども。じゃあ具体的にどうするのということについては決めきれないからちょっと待ってという話ではないかなと思いますけれども。

方向を出すということでもいいのではないですか。

○田中委員 ここで可否を決める、で、可となった場合にさっき言ったのは、詳細が決まっていないので、3月議会はいかがなものですかという考え方には変わりはありません。

○血脇委員長 私のほうの理解が、先ほど3月議会からというようなことを言ったのですが、田中委員が求めているのは、方向だけはここでしっかりと出して置く。要するに、一般質問の執行部側のスクリーンの使用については可とする方向で行くのだが、詳細についてはこれからまだ検討して行って、というようなことでよろしいでしょうか、田中議員。すみません、私は3月議会から結論をとというような。

○石井委員 執行部が使うにあたっての詳細は、我々が一から決めなくてはいけないのですか。私はそうは思っていないくて、去年、我々が議会の中で議員がスクリーンや何かを使うときにはこういうふうの使用ということをやったことを、同じように執行部にも言えばいいのではないかと思っているのです。だから、今日方向性が決まって、あと3月議会で使う、使わないは一般質問をやる議員さんと執行部の問題でいいと思うのですけれども。だから、その詳細まで我々議運が執行部が使うにあたってはこれとこれとこれを注意しなさいなんていうことまでここで決めなくてはいけないとは思っていないのですけれども、違いますか。

○柴田副委員長 さっき言ったのは、議員の中でやっていることについても検証が済んでいない。去年どういうことを私たちが決めたかという、私たち自身もちゃんと覚えきれていないことがあるので、そこはもう一回自分たちも見てみなくてはいけないし、やはり執行部に対してもそこは求めていかなければいけないだろう。そういう中で、どこについて求めていくのかとか、そういうところはやはりある程度の方向は出さないと執行部だってやりにくいでしょうし、そういう意味です。だから、3月議会の方向は出せたと思うけれど、その後は議員さんに委ねればいいのかという話なのかもしれないけれども、そもそも一般質問については、議案説明については使ってもいいですよということは、今後そういう予定であるという文書も議長から出ているので、議案説明についての検討をしていないのに、今回出てしまった一般質問での使用ということが急に話題になってしまっているのだけれども、プロジェクター使用ということであれば、議案説明においても使用することができることとなる予定であり、と、こちらが宣告している部分についても併せて検討していかななくてはいけない部分だと思うので、ここについてだけ3月議会からどうぞ、というは、方向は出せたにしても、具体的なことについてはちゃんと検討してからのほうが良いのではないのかなと思いました。

○伊藤副議長 議案説明のことについては、特別委員会で執行部がスクリーンを使って議案を説明していましたよね。あれをもう見ているわけですので、それをまた検証するというのも何かおかしな話になるような気がするのですが。

○血脇委員長 本会議においての部分で話を進めていっていただきたいと思います。

○伊藤副議長 議案説明において、委員会と本会議での説明で何か違うことってあるんですか。

○血脇委員長 そういう意味ではなくてですね。今、ここ一般質問のスクリーン使用で話をしているので、議案説明の部分は、また別途協議するしかないと思います。ですから、今、議案はどうするのだという話になると、また話が違うところに行ってしまうので、今ここでは一般質問に関わる執行部のスクリーン使用というところ限定してお話をさせていただきたいと思いますので、そうでないとなかなかこれ、方向性が全然出てこなくなってしまうので、議案についてはすでに特別委員会でやっているのは事実です。このあたりについても、今後、予定であるとなっているのですけれども、予定を、今度予定ではなくて、決定にする方向に持って行くには、またこの議運の中で協議しなくてはならないので、一般質問の部分でちょっと協議をお願いしたいと思います。

○田中委員 お願いをいたします。可にするのか、不可にするのかだけ先に検討をお願いできませんでしょうか。その後に、例えば不可ということになったら、3月議会どうのこうのというお話もなくなるわけなので、例えば可になった場合には、3月どうするのだというふうに分けていただけるとわかりやすいかなと思います。

○血脇委員長 わかりました。

それでは、執行部のスクリーンの使用について、方向性は可とするということに賛成の方は挙手をお願いします。方向性です。

〔賛成者挙手〕

○血脇委員長 ありがとうございます。

一般質問の執行部のスクリーン使用については、方向性として可とするということで、これは決定させていただきます。

それでは次に、可とすることになったのですが、さて、それをどのように執行部側にスクリーンを使用していただくかという部分で、議員については、議会運営委員会の中でも色々と協議して、細かなところも含めて示されているところですが、執行部の使用についても、概ね議員と同じような扱いになるのかなとは思いますが、それ以外にプラスαがあったりする部分がなくもないのかなとは思いますが、皆さん、そのあたりについて。

あと、この3月議会に向けて今話をしているわけですが、方向性は可とするのですが、3月議会なのか、あるいは6月議会なのか。

○石井委員 そこが今割れていると思います、この議運の中で。でも割れていて1時間以上経っているわけです。割れたままでずっと割れると思います。なので、3月議会については保留、6月議会に向けて、細かに検討というふうにしたらいかがですか。

○血脇委員長 石井委員のほうから、方向性は決まったので、3月は保留、6月議会に向けて再度協議を進めていくということでご提案がありました。皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、執行部のスクリーンは可とする。ただし3月は保留、6月に向けて再度検討を進めていくということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○血脇委員長 それでは、そのように今後進めさせていただきます。

それでは次に、すごく長くなってしまっていてあれなのですが、比較的早く決まるかなと思います、⑫議席のローテーションについて協議をいただきたいと思います。また一人ずつ聞いているとお時間もかかるので、議席のローテーションについては、ほぼ先般の全員協議会で、皆さん議席のローテーションは可でいいのではないのかというようなことだったと記憶してございます。皆さん、それについては問題ないでしょうか。反対という議員の方はいらっしゃいませんでしたか。よろしいですか。わかりました。

それでは、議席のローテーションを可とする。そこで、可とするのですが、議席のローテーションをどのようにするか、それから、どういう期間でやるか、そのあたりは検討しておかなければいけない事項だと思います。ローテーションも、まず時期は別にして、ローテーションの仕方について皆様からご意見を伺いたいと思います。

○田中委員 1列目、議席番号1番から4番までの方が、5から8にとりあえず次、期間とかは別としまして来たとして、その次の時に、どのような流れになっていくのかだけをお決めいただければよろしいのかなと思います。

○岩田委員 4人をどうするかです。今、田中委員の言ったように、4人が1、2、3、4だから5、6、7、8ずれて、そのまま5、6、7、8が9、10、11というふうにローテーション、回していけばいいのではないですか。1、2、3、4が2列めに行っ

て、一番前には2列目がくるでしょう。今の5、6、7、8が前に来るでしょう。そうすると…。

議運で決めるのは、定例会ごとに変わって、全員がぐるっと回るようにする。あとは正副議長と事務局で決めてもらえばいいのではないですか。

○血脇委員長 岩田委員から、ローテーションを可とするということで、議運で決定しました。あと、ローテーションの仕方等については、正副議長、事務局のほうで協議していただいても良いのではないですか、というようなご意見ですが皆さんいかがでしょうか。

それでは、その様に決定させていただきます。議席のローテーションについては可とする。議席のローテーションの方法につきましては、正副議長、事務局を含めた中で協議をして決定していただくということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○血脇委員長 それでは、左様決定させていただきました。

そのローテーションの時期も会期ごとなのかどうかというの、これは正副議長…。

○岩田委員 去年の全協で、ほぼ定例会ごとにローテーションというのは決まったと思いますので、その日その日ではあれなので、定例会ごとに変わるでいいのではないですか。

○血脇委員長 それでは、ころころ変わるのもどうか。これは、竹内議員も、ころころ変わるのだけはやめていただきたい、というような意見をいただいていますので、それでは会期ごとということで、皆さんご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○血脇委員長 それでは、会期ごとにローテーションをするということで決定させていただきます。

それでは、次に、⑩市内陳情の委員会陳情者不在審議についてご意見を伺いたいと思います。これも、各議員に意見を聞いていただいているところですが、時間の都合もございしますので、各々が発言される中で、各議員から聞いた内容をご発言いただければと思います。

その前に、私のほうから一つ。2名の方、竹内議員と平田議員、これについては私の発言のあれがありませんので、前もってご意見を聞いてございますので。陳情者なしの審議は、なしというか、陳情者があって審議すべきだろうというようなご意見を、竹内議員と平田議員からいただいているところでございます。

それから、岡田議員についても、その様な意見をいただいているところでございます。それでは皆様、これについて協議をいただきましたと思いますので、よろしく願いいたします。

○田中委員 3人の意見です。

先般の陳情者不在のですね、私の場合はインターネットで見ていたのですけれども、やはり一般質問的に、一つの項目に対して職員さん以外に答える方がいらっしやらなかった現実があります。その中で、陳情者の申し出の陳情とかを、自分なりに考えていって

も、なかなか文面だけではわからなかった、というのがあります。

ただ、不在での審議に関しては、必要なときも当然あるとは思っています。ただし、その場合に陳情者の書面のみでの常任委員会の中での意見交換で可否を問うとか、あくまでも執行部側は、それこそ補完的な立場での参加であれば、不在でもよろしいのかなという、ちょっと複雑な感覚でございます。

○岩田委員 市内からの陳情は請願扱い。こういうことが一応議運では決まっています。なので、原則は、市内の陳情であれば陳情者が不在でも審査をすべきだと思います。

ただし、例えば前回のように、どうしても事情があってこれない人もいるわけです。どうしても来れない、不在だから審査をしないというのはいかがなものかと思えますから、やはり、原則市内からの陳情は請願扱い。

ただし、最初から、もう来ない、行きたくないという陳情者、あるいは白井市政とは全く関係ない陳情があるではないですか。白井市政への陳情と、そうではなくて全く関係ない陳情までも、市内在住の陳情をすべて認めてしまうと、例えば同じ人が、今回はこれこれの陳情を出して、本人はいかない、審査してくれと。今度、次の定例会では違う陳情を持ってきて、これを審査してくれ、俺はいかないよと。次は、今度はこの陳情を頼むよ、俺は市内に住んでいるからこれを頼むよ、でも、都合によって出席できないよというようなことも想定できるので、やはりこれはその場の状況を見ながら、議運で決定すべきだと思います。ただ、基本的には請願扱いであって、本人が来れない場合であっても、必要な陳情であれば、参考人、参考人というのつまり陳情者でなくても、もちろん行政側もそうだし、必要であればこれは委員会で決めることだけれども、必要な学識経験者とか、そういう人を呼んで本当に必要であれば、本人が来なくても、審査する必要があると思うのです。ですから、それはケースバイケースですから、すべて本人が出席できなければ認めないというのは、私はそういうことはあってはならないと思います。基本的には、市内の陳情であれば請願扱いを通してもらいたいと思います。

○伊藤副議長 今のお話の中で、市内陳情については請願扱いをするというのは議運で決定しているというのは、どこに書かれているのでしょうか。

○岩田委員 議運というか、それは申し合わせなり、先例集、議運で決定したというか、議運で決定したのかな、そういうことがずっと前から認められてきているわけです。違う。請願扱いになっているでしょう。

○古澤委員 請願というのは、あくまでも紹介議員がいるわけですから、請願扱いはできません。

そうではなくて、審査をするということに関しては、市内在住の陳情を取扱うという申し合わせができていますものと私は理解していますけれども。請願扱いなんかできません。請願の紹介議員がないんだもの。

○柴田副委員長 白井市議会のホームページは、陳情については請願のように取扱う場合と、提出された陳情文書表に取りまとめ、全議員に配布し、その周知を図る場合があります。どちらの方法にするかは、議長が議会運営委員会に諮って決めます。白井市議会で

は、市民から提出された陳情書は、その内容によって、請願と同様に処理しています。

請願と同様に処理というのは、それが、夏に一生懸命考えたガイドラインになると思います。このガイドライン、請願も陳情も私がしゃべりたいですという人については、来てくださいということにしました。夏に。

陳情審査においては、市内と市外にまず分かれて、市内においても審査を望まない場合は議長報告とする。市内において、審査は望むけれども、私が参考人として出るのは望みませんという場合は、参考人の陳情者がいなくても審査をするというふうに、夏に散々なんやかんやとやって決めたところで、早速それに当てはまる例が出てきたので、だからどうだったの、これは本当に検証しなくてはいけないことなので、まさに当てはまる例が出てきたところだと思うので、どうだったかというので、やはり本人がいないとねというのであれば、やはりこれはガイドライン的なものを直す必要が出てくるし、ということかなと理解しています。

○古澤委員 懸案事項の⑩に関して、会派で大体まとまったことを申し上げます。3点あります。一つは、陳情者の居住する場所、それが陳情の請求を出した時は市内にあったけれども、審査日当時はもうすでに市内にいなかったという事実があります。あれはやはり問題で、どういう確認をするか、こっちの問題ですけれども、しばらく白井市民でいるという状態であるべきだろうというのが一つの意見です。

それから、二つ目は、先ほど来出ております陳情する本人がなかったということです。あれは、柴田委員がおっしゃったように夏に散々議論したところでありますので、私も賛成をした立場から、反省をしておりますけれども、実際に陳情の審査をしてみて、非常にやりにくかったです。

事実の客観的な進行というものは、執行部の方たちに来ていただいて、しっかり聞くことができましたけれども、訴えた方の事情とか、細かなことがわからなくて、少し足りなかったかなという思いが残りますので、陳情者本人が来なくてもいいけれども、陳情者本人を代弁できるような、理解している方が参考人でいても良いのかな。

1回目ですので、ここをすぐに決めなくても、もう何回か陳情あたってみてもいいかと思えます、この2点目は。ただそういう感想を持ちます。それから、これは議運に一応諮って、議運が可としているわけですけれども、現実的には議運は何ら検査していませんよね、議運でこの陳情表がありますよね、陳情表のとおりでいいかということ、何らやっていないので、もう少し議運のほうで諮る必要があるかなと。

この3点が意見として出されています。

○中川委員 ⑩の市内陳情の陳情者がいない場合の考え方ですが、先ほど夏までに論議してきたことが出されておりますので、その考え方言えば、そういう論議をしてきたわけなので、これまでどおりの扱い。

具体的に、簡単に言えば、必ずしも出席が義務付けられているわけではない、それを条件としないということ、やはりこの原則は引き継ぐべき内容だろうと思っています。じゃあ、陳情人が申請に来た時に、当日出席できますか、いや、もう初めからできませんと言

った場合は、受付サイドでどうしても来れないのですか、実は足が悪くてとか、身体的な問題だって、家庭的な状況だってあるでしょう。働いていて行けないとか、その辺で相談をしていただければ、そういう物理的な条件があるということで、必ずしも出席を義務付けるものではないという形の抑えを、然るべき受付けたところでやっていけば、今回ちょっとこの方は引っ越されてしまったという、まさに逆転劇みたいですけども。でも、よくよく聞いてみると、白井でこれは扱ってもらえないなんてことも。

ということで、住所を移転していても、確かこの方船橋に行かれたのではなかったでしたっけ。そこは私もよくわからないのですけれども。そこでやられているという時に。本当にこれは特殊な例だというふうに思いますので、陳情申請のときに、当日参加できるかということの確認。で、できないのであればその事情をお聞きして、必要ならば事前に諮っていただければと思います。原則としては今までどおり、必ずしも出席を義務付けるものではないというスタンスでよろしいのではないかなというふうに思います。

○血脇委員長 すみません、さっき私竹内議員と平田議員、それから岡田議員、ざっくりと陳情者がと言ったのですけれども、あくまでも竹内議員、平田議員、岡田議員についても、陳情者が絶対という意味でのあれではないということで、ご理解をいただきたいと思います。

例えば、陳情者が来れないのだったら参考人に来ていただく、それでも対応可だよ。陳情者がだめだから審議しないという意味ではないので、誤解なきようお願いしたいと思います。

岡田議員から、前回の審査の中で、やはり陳情者がいなくて、審議にちょっと、という部分があったので、やはり陳情者に来ていただいたほうがと。陳情者という名前が出ているけれども、陳情者に限ったことではない、参考人等でもという意味でございますので、誤解なきようお願いしたいと思います。

○柴田副委員長 聞き取った意見では、受付けたときに一応本人が白井市内に住んでいるかどうか確認したらどうかと。その確認だけができれば、後は不在であっても、それはここで決めたとおりに審議すればいいのではないかと。直前にデータまで遡って、本当にこの人いるかとか、そういうところまでするかというと、議会としてそれは私は不要ではないかなとは思うのですけれども。まあ、本人の、一応保険証か何か見せてもらうぐらいしてもいいのかなという意見は出ていました。それと、今回は一人だったのです。その一人が転出してしまったという事情が出てしまったというのも、かなりイレギュラーなことだったと思うのですけれども、例えば複数、陳情者が2名以上の場合は代表者を選出願いますというふうに決めたので、せめて二人出してもらって、どちらか来れる人を代表者にしてもらおうとか、そういうやり方もあるのかなと。できるだけ陳情者は出してもらった方がいいのかなというのは、審議した者の感想です。

○石井委員 ありがとうございます。皆さん一生懸命考えていただきまして。

実は、この陳情については、市内陳情については請願と同等に扱うという、これをやめようということが最初にあって、陳情は陳情、請願は請願、ここはきちんと分けようとい

うがあって、去年柴田議員と協力しながら、また意見をぶつけ合いながら、何週間も寝ずに頑張った結果、色々皆さんに提案させていただいて、まとめさせていただいた経緯があります。

私としては、陳情者がたった一人でも、自分の意見を白井市議会が取り上げてくれるというくらい、市民の方が自分の意見を出しやすい、また、議会もそれを取り上げてくれるのだ、というような市民参加にしていきたいなという思いがあり、陳情者本人が参加できなくても、審議してもらえるとこのものを作りたいと思っていました。特に、白井が高齢化になってきて、市民の中には、ここの場に来て皆さんから色々な意見を聞かれるのは精神的にしんどいといわれる人が実際にいました。

今回は、子どもさん3人いて、当日ここに足を運ぶことは無理だという方の場合でしたけれども、こういうことが市内の陳情としてできるのだということが一つできたなとは思ったのですが、うちの会派でも3人でも話し合った結果、審議する当日に本人が引越してしまったというのは、やはり議員さんに対して大変失礼だなという話があって、せめて、この陳情を出した今議会中は、白井市民であることというのが一つの条件になってもいいのかなというふうに思いました。

あと、陳情者本人が来なくても審議はできるのだけれども、今回みたいに執行部の方に2時間も時間を拘束してしまって、集中砲火みたいになってしまった。これは、市民の陳情審議になるのかなという気がいたしました。ちょっとここら辺は検証しなくてはいけないなと。

市民の権利は守りつつ、議会の尊厳も守りつつ、まだ決めたばかりで、今回初めての案件でございましたので、あともう何回かこういうものがあつたら、検証した上で、変えるところは変えてしっかりと見直していきたいと思えます。

○血協委員長 イレギュラーな12月議会だったのかなと。陳情を出した時は市内に住所があつたのですが、審議の時には市外に越されていたということで、イレギュラーな部分があつたのですが、今回初めて、市内、市外は別にして、陳情者なしの審議をしました。これが初めてこういうふうに行われたことであつて、検証といっても一症例を検証というような形になってしまうのかな。

今後、またそういうことがあつた場合、そういうところも含めて、その時どういう形になるかはあれなのですけれども、また検証していかななくてはいけないのかなと思うのですが、この陳情者の不在審議、参考人を含めた部分です、全く参考人もいない、陳情者もいない中の審議については、これから決して受け付けないわけではなく、受けて、現状の状態で進めていくというようなことかなと思うのですが、違いましたっけ。

俺、もう頭の中わけわからなくなっているのですけれども。

○岩田委員 確認ですけれども、市内陳情者からの陳情を、陳情者が不在の場合に審議するかどうかというテーマでいいわけですよ。要は、それを認めるか認めないかですよ。つまり、陳情者がいないときに、全部陳情審査はしないということなのですか。

○血協委員長 取扱いです。

○岩田委員 取扱いだったら今までどおり議運で決めればいいのではないですか。

○血脇委員長 ですから、今までどおりこれは議運で取扱いをどういうふうにするかということを決める。今まではただ議運ずっと流れていたのですけれども、議運の中でもうちょっと精査をして、委員会附託なりをする方向で行くのが、というような意見が出たのかなと思うのですが。

○岩田委員 ですから、最初から陳情者がもう行かないよ、出席しないよという場合にどうするかということですよ。それは決まっているの。何を話しているの。

○血脇委員長 時間もあれですので、ここで休憩いたします。再開35分といたします。

午後 3時22分 休憩

午後 3時34分 再開

○血脇委員長 35分にはまだなっていませんけれども、会議を再開いたします。

先ほどの、市内の陳情で、陳情者不在の審議ということで、今回初めてだったのですが、これについてどうだったかという検証なのですが、一例ですので難しい部分はあるのかなと思いますけれども、先ほど石井委員のほうからありましたけれども、陳情者、今回はちょっとイレギュラーで市外に越されたということはあるのですが、この辺りは、審議のときに市内に居住されている方かどうか、そういうところは確認をする必要があるのかなというところでございます。

今後につきましても、このような形で不在審議があった場合、今回のものも含めて検証して、今後議会としてどのような対応をしていくかということで進めていければ良いのかなと思うのですが、皆様いかがでしょうか。今回の検証の中で、どうしても改善しておいたほうが良いだろうとか、特に、前に決めた状態で、今後も継続して行って、同じような事案が発生したときに、そういうものも含めてまた検証を繰り返していくというような形で、皆さんいかがでしょうか。

○石井委員 今回は、本当に初めて、教育福祉常任委員会の皆さんがご苦労されて、この陳情について審議してくださいました。

やはり本人が不在の中で審議をするということは、本人からの陳情書と参考資料を文面で見ただけで審議をするのは難しいので、執行部、担当課の方を呼んだわけですが、担当課の方を目の前にすると、あれも聞きたい、これも聞きたい、それも聞きたいになって、2時間以上職員の方を拘束してしまったというのは一つの反省点かなというふうに思います。

やはり、全議員に言えることなのですが、我々としては、市民の陳情については十分な資料請求を我々のほうから執行部にすることは可能ですし、資料請求は事前にした上で、なるべく当日執行部の方をお呼びするのは、本当に最低限このことだけを聞くためにと、この時間帯だけの拘束というふうな形にしていけないといけないのかなというふうに

感じているところです。

これ、反省も含めて、今後こういう陳情者不在の審議が出た場合には十分注意して、執行部の方をお願いするような形でいかななくてはいけないかなと思っています。

いずれにしても今回初めてでしたので、今後またこういうことがあったらお互いに検証しあうということでもよろしいかと思えます。

○古澤委員 新しくフローができたばかりですので、私もしばらく試行でやったらいいと思いましたがけれども、先ほども申し上げたように、陳情者本人は出られなくても、代替の参考人が出られるかどうか確認するくらいはしていただいたほうが良いかなと思っていますのでけれども、出ていただければ出ていただいたほうが良いと思います。

だから、フローそのものを今ここでやめようとかということは、私申し上げませんが、代替者の要請というのを、厳密ではなくてもしたほうが良いと思います。それと、住居の確認と、議運での検討、その三つを先ほど申し上げたのですけれども、それはどういうふう処理されるのでしょうか。フローのままでいいというのは原則でいいと思います。だけれども、先ほど柴田委員がおっしゃっていたと思います、誰もいないとやりにくかったとおっしゃったと思うのですけれど、私はそこに、陳情者に代わる参考人の要請を一応試してみてもどうですか、ということ。無理に絶対いけないという方に、じゃあ審査できませんということはないけれども、参考人の要請をする必要があるかと思っていますのでけれども。このフローを認めるということのプラスαで、条件付きです。

○血脇委員長 陳情者本人が来れないのであれば、その代替者を要請するですとか、それというのはフローには書かれていないのでしたっけ。

○柴田副委員長 参考人というのは、あくまで決められた範囲内の人であって、陳情者側の参考人の場合は、名前書いた人ということに一応しているので、その人が必ず来れないというのであれば、もう一人名前を書いてもらうとか、そういう手があるのかなということとをさっき申し上げたのです。

○古澤委員 絶対ではないですよ。わざわざ、出られない人も陳情を受付けるというふうに決めたわけですから、絶対ではないけれども、やはり我々のやりにくさというものもあるわけだから、ここでわかったわけだから、参考人とか、今柴田委員がおっしゃったようなやり方とか、それを加味しても良いかなという意見を先ほど出させていただいたのですけれども、全くそれは取り上げられないのでしょうか。皆さんが、それは必要ないだろうということになれば、それはそれで、ここの決定でいいですけれども。

○血脇委員長 先ほど、皆さんからの意見を聞いている中で、何人かの方が、本人が来れないのだったら、その代替者をですとか、そういう話が出ているので、それは出されたときに打診してみて、依頼してみて、それでも誰もいませんよとなれば、それはもういた仕方のないことですが、そうでなければ、代替者を充てていただくというようなことで対応。

○柴田副委員長 代替者なのですけれども、局長に確認しなければいけないのですけれども、陳情とかに名前の書いていない人を代替者として出せるのですか。ここにはそういう

ことは何も書いていなくて。

○石井事務局長 過去に、陳情書に名前のない方を説明員として呼んでほしいというような要請がありまして、県の農業事務なんか局長さんという方に、全然関係ない方です、市内の人でもありませんが、そういう方を参考人として呼び出したケースはあります。ですから、委員会が決めれば可能であると考えます。

○血脇委員長 過去にもそういうものがあるということなので、陳情者が来て、私来れませんよと言われたときに、代替者、あるいは委員会のほうで参考人が必要であれば、参考人を招致するというのも可能なので、委員会の皆さんが参考人を必要とするか否かを決定するのは委員会ですので、委員会のほうで決めていただいて、出席依頼をするというように形で対応できるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○古澤委員 そこに、ただ新しくしたフローを踏襲するということがプラス、今のご説明の含みをちゃんと込めて、まとめていただきましたかったので申し上げました。

居住確認はどうなるのですか。

○血脇委員長 居住確認はするということで、先ほど皆さんでご同意をいただいたところです。

○古澤委員 議運での検討というのはどうになりましたか。

○血脇委員長 ですから、内容をしっかりと、今まで議運にあれが上がっても、内容はあまり確認、形だけで議運を通過していたというような今までなので、内容をしっかりと議運で精査するという言い方がどこまで適切かどうかわからないですけれども、確認をして、どこの委員会に付託するのか、どういうふうにするのかというのは、これは議長と協議をしながら進めて、もちろん議運ですけれども。

○古澤委員 わかりました。それを聞けば結構です。

○血脇委員長 よろしいでしょうか。それでは、⑪市内陳情については、フローチャートはあのままになっているけれども、今言ったように、代替者、参考人等を招致、あるいは依頼する。それから、市内に居住があるかどうかを確認するということ。それから、議運においてその陳情内容も精査をして、方向付けをだすということで、皆さんご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○血脇委員長 それでは、その様な形で今後陳情の取扱いを進めていきたいと思えます。それでは、議題1、感染症対策にかかる12月議会対応の検証についてを終わりにします。

続きまして、議題2、議会運営委員会で検討する事項についてということで、先般皆様にお願ひしたところでございますが、議会運営委員会で検討する事項の中に、Aランクはおおむね終了して、Bランクの部分で、初めて行った議長・副議長選挙に関する反省・改善の話合いということで、これについて、過去1回しかないのですが、それを反省ですとか、今後のところのご意見をお伺ひしたいと思います。それでは、ここについて皆様からのご意見をお願いいたします。

○田中委員 これも3人で話し合いをいたしました。それで、この立候補制というのかな、所信表明。これに関しましては、これも時間をかけてここまでたどり着いてきて、2年前に1回やっただけなので、継続でよろしいということが未来研究会の結論でございます。

○中川委員 同じく立候補制で結構かと思うのですが、ただ、せっかく立候補するので、その立候補の声明を聞いてだれに投票するかということの参考にしたかったのですが、ちょっと表明部分が少なかったのかな。立候補します、誰々です、というような、それは、立候補表明ではあるのだけれども、所信表明にはちょっと言葉が足らなかったのかなという不満感が残っておりますので、ぜひ立候補声明ではなくて、所信を表明していただく、じゃあどちらかの人に投票しようかなという形になれるようなところで、留意していただければなど。現行はこの方向で、立候補制で結構だと思います。

○柴田副委員長 ちょっと確認なのですが、これ、議運で今諮っていますけれども、改選前に選挙してくれという要望を私も加えて何人かを出した記憶があって、それで協議をして、選挙制にしましょうというふうになったのは全協で決めたのですか。

○石井事務局長 前期の立候補制が、ずっと検討事項として挙がっていたのだと思います。最後の積み残しの整理をされたときに、現実に1回やってみたらどうかという機運が高まりまして、次の期の皆さんにお任せしようと、一応やっていくということで決定はした経緯があります。

○柴田副委員長 実際に立候補するのは何日前までとか、副議長については議長が決まってから手を挙げてもいいよとか、そういうのはどこで決めたのですか。

○石井事務局長 すべて議運で決定しております。

改選が伴う関係で、初全協から初議会までが1週間しかないそこでどうやってやるかというところがありましたので、立候補の表明を今回は2日前までにしましょうという取り決めをしたところではございます。

ただ、近年の改選ということ踏まえますと、通常6月議会をイメージされるかと思うのですが、大体4月の臨時議会で議長の選挙を扱っている例が増えております。

○柴田副委員長 いたくせに全然覚えていないというのも申し訳ないのですが、初全協から初議会までが1週間しかなかったから、議運でとりあえず今回、というのはつまり2年前のときは、2日前までに立候補ということにしましょう、次回からはまた協議して決めましょうということになったということで、もう1つの確認は、前回は4月の終わりが選挙だったので、その次の5月ですね。今、事務局長がおっしゃったのは4月の臨時議会で選挙をする例が多いというのは、通常2年目については、白井市議会も4月の臨時議会で選挙をしていますよということをおっしゃったということですね。

○石井事務局長 前回の改選とは別の、常任委員会の改選等も踏まえる形になってくるのですが、その際の選挙については前回は4月の臨時議会で選挙をしております。

○伊藤副議長 確認なのですが、全協をおこなって、初議会まで7日しかない間に議運はあったのですか。

○石井事務局長 この議長選挙に関しましては、改選前の議員さんですべて決めていただいております。初全協のときに、実は今回から、前期の議員さんから申し送りで、議長・副議長については立候補制を採用することが決まっておりますということで、全協の中で議論をいただきまして、実施に至ったということでございます。

○血脇委員長 今、田中議員の会派の方々、それから中川議員の会派の方々の継続というご意見はお伺いしたところでございます。皆さん、他の方のご意見、どのような形になっているか。

○石井委員 ちゃんところには、持ち帰り、各議員の考えを聞くと書いておきながら、すっかり忘れておまして、だから植村委員には聞いてください。これは私の個人の意見になりますが、せっかくこれ決めてあるので、このとおりまたやってみたらいいかなと思います。

もう一つは、市民の声から初めて行った議長・副議長選挙に関する反省・改善の話し合いというふうに出ているのですけれども、市民の声の方に、これは意図か何かあって出されたのかなと思うのですけれども。どなたでしたっけ。小田川さんですか。どういう意味があって出されたのかなと思ったのですけれども。

○血脇委員長 それでは、市民の声の小田川委員が傍聴席におられますので、今石井委員からどういうということがあったので、小田川委員の意見を求めることに、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、小田川委員のほうから今石井委員がおっしゃられた、これについての趣旨というか、そのあたりを説明をお願いいたします。

○小田川議員 突然だったので、断片的な説明になってしまったら申し訳ありません。

まずそれを書いたきっかけというのが、一度議運に対して決めてほしいという項目がリセットされるということで、色々書き上げました。書き上げた動機というのは、確か副議長選のときに、立候補された方が当日辞退されたということがあったので、まったく想定していないことが起きたということも含めて、初めてやることの振り返りというのが必要ではないだろうかというふうに思ったのだと思います。

○血脇委員長 石井委員、よろしいでしょうか。それでは、石井委員がすっかり忘れていた植村委員。

○植村委員 私もつられてすっかり忘れておりましたけれども。

それこそ、検証という意味から言えば、一度このようにやったわけですし、書かれている内容も特に異論がないので、また次回もと思っております。

○古澤委員 うちの会派も非常に真剣に検討したわけではないのですけれども、どうだろうねという感じで話し合いましたけれども、別にこれを変えなければならないという意見も出なかったもので、このままでいいのではないかという感じだったと思いますけれども。うなずいています。

○岩田委員 私は当事者だったので、特に意見はないのですけれども、ちょっと説明してもらいたいのは、副議長については議長選の結果を見てから申し出ることを認めていると

というのが、どうしてこうなるのか、つまり、例えば副議長の立候補、2日前とか3日前にして、立候補の所信表明をする申し出がなかったらというのはわかるのだけれども、例えば、すでに副議長選に所信表明の意思を申し出ている人がいて、併せて議長の結果が出てから副議長の立候補を認めるという、これはちょっとどういう意図があるのかな、わかる人がいれば説明してもらいたい。

○石井委員 鮮明に覚えています。

自分は、議長までは務まらない、できないけれども、副議長だったらやるよ、と考えている人は2日前までに副議長に立候補すればいいのですけれども、その他に、この人が議長だったら、自分は絶対に副議長として支えたいという場合も多分出てくるだろうというふうに考えたわけです。

やはり、議長が誰になるかによって、副議長としてやるかやらないかを決意することもあるだろう、というようなことで、この2番は、副議長については議長選挙の結果を見てから申し出ることを認めているという文になったのだと思います。

○石井事務局長 今石井委員さんがおっしゃったとおりだと思います。

実際問題、議長の選挙が終わった段階で休憩を取っておりまして、意思確認をさせていただいたところ、申し出はなかったと理解しております。

○血脇委員長 岩田委員、よろしいでしょうか。

○岩田委員 地方議会だから、それでもいいのかなと思いますけれども。

普通国会であれば、与党が議長で野党が副議長みたいなものがあるから、まあ、別に構わないです。

○柴田副委員長 継続でいいのですけれども、さっき中川委員がおっしゃったように、これまでと違って、見える化、どういう過程を経てこの人が議長になったのかということのちゃんと見てもらおうよというのが背景で始まったことなので、何でこの人が、要は、よろしく願いますだけで過半数を占めるとか、そういういわゆる私出ますという表明で終わっているようなものではなく、この人はこういうこと考えているのだな、というのが、公開の場ですから、市民が見てもわかるような形での表明をした上で、立候補したほうが良いなと思いました。あとは継続したほうが良いのではないかな。

こういうことでこの人が議長になったのだな、副議長になったのだな、というのがちゃんと示せるような内容のものをお話しいただきたいというのが希望です。

○血脇委員長 皆さんの意見をお聞きすると、立候補制を継続するというところに問題はないのかなと思うところですが、立候補制を継続ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○血脇委員長 それでは、立候補制を継続ということで進めさせていただきたいと思いません。

一つ私のほうから、先ほど岩田委員から②のところのあれがあったのですが、①の所信表明の届出は臨時議会の2日前とし、とあるのですが、この2日前というのは、2日前で皆さんよろしいですか。これ、前の委員構成のときにあれされたもので、これもこのまま

継続ということよろしいですか。

それでは、この①の部分もそのまま継続していくということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○血脇委員長 それでは、議長・副議長選挙に関する検証及び今後の扱いについては、継続をしていくということで決定させていただきます。

○柴田副委員長 確認です。2番目の、副議長については議長選挙の結果を見てから申し出ることを認めている、ということについてもそのまま継続ということで、今まとめの中に入っていなかったのです。

○血脇委員長 失礼いたしました。②の部分、岩田委員から確認もあったのですが、これも継続ということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○血脇委員長 なしということで、①、②についても継続するという進めさせていただきます。

それでは、議題2 議会運営委員会で検討する事項についてを終わります。

それでは次、その他のところで、委員の皆様から何かございますか。議長から何かありましたらお願いいたします。事務局より何かありましたらお願いいたします。

最後に私のほうから1点。災害対応検討会から、議会運営委員会に書面で結果が上がってきております。これは、次の議会運営委員会を開いたときに、皆さんにお示しさせていただこうと考えておりますので、あらかじめご承知おきいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題はすべて終了いたしました。よって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議をいただき、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

午後 4時5分 閉 会